

鳥取県告示第638号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

大山町

大山町長 森田 増範

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年10月22日鳥取県指令空第200800103593号

3 しゅん功認可の年月日

平成23年11月4日

4 埋立区域

(1) 位置

西伯郡大山町御来屋字松崎屋敷1003-6、1003、1004-3及び1003-5の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から17の地点までを順次に直線で結んだ線及び17の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡大山町小竹三等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から278度25分39秒、2,505.85メートルの地点

2の地点 1の地点から170度19分49秒、10.08メートルの地点

3の地点 2の地点から169度15分27秒、10.00メートルの地点

4の地点 3の地点から172度31分20秒、10.01メートルの地点

5の地点 4の地点から168度10分8秒、10.00メートルの地点

6の地点 5の地点から169度22分28秒、10.00メートルの地点

7の地点 6の地点から178度1分15秒、10.11メートルの地点

8の地点 7の地点から159度44分2秒、10.15メートルの地点

9の地点 8の地点から168度44分22秒、10.00メートルの地点

10の地点 9の地点から177度54分45秒、10.10メートルの地点

11の地点 10の地点から169度39分15秒、10.00メートルの地点

12の地点 11の地点から234度23分30秒、7.36メートルの地点

13の地点 12の地点から349度41分35秒、19.73メートルの地点

14の地点 13の地点から77度28分16秒、0.59メートルの地点

15の地点 14の地点から349度44分21秒、80.85メートルの地点

16の地点 15の地点から260度05分26秒、3.10メートルの地点

17の地点 16の地点から348度43分12秒、2.62メートルの地点

(3) 面積

708.46平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

大山町農林水産課